

令和 5 年度神奈川県障害者自立支援協議会権利擁護部会（報告）

1 第 1 回権利擁護部会

開催日：令和 5 年 8 月 4 日（金） 10:00～11:30

開催場所：神奈川県庁東庁舎 11 階 111 会議室

開催形式：集合及びオンライン開催（Zoom 会議）

出欠状況：出席 10 名、欠席 0 名、アドバイザー ※別紙委員一覧表のとおり

2 協議内容

(1) 令和 3 年度障がい者虐待公表結果（国及び県）の報告と分析、自治体及び神奈川労働局における対応状況

- ・自治体の規模にもより件数の差はあるが、各自治体とも養護者虐待は増加傾向との認識。
- ・県警における障害者虐待の認知件数の推移は、平成 30 年～令和 4 年までの 5 年間で約 10 倍以上となっており、今年度も増加傾向である。
- ・通報の増加は自治体の周知への取組や事件化等の報道により、県民の関心が高まったとも考えられる。
- ・養護者虐待については、コロナ禍で外出の制限や短期入所の利用が難しく、家族内で密着している時間の長さも影響があるのではないかといった意見があった。
- ・児童虐待について、令和 4 年度は虐待の相談受付件数は 7,290 件で、過去最多。通告の経路は障害者虐待と同様で、警察からが最も多い。また、障害者虐待の意見交換の中でも話題になったが、障害者虐待のうち養護者虐待において被虐待者と養護者双方の支援の重要さと同様に、児童虐待についても子どもだけを支援するというよりは、家族含めた支援が必要と考える。

(2) 令和 5 年度神奈川県障害者虐待防止・権利擁護研修の研修内容について

- ・原則、国研修の伝達研修であり、スタンダードの研修を皆で学ぶことは大切。その先の課題として、受講者が地域の中で伝達していくことが大事。
- ・開催時期は人事異動を勘案すると年度当初（5～6 月位）が良い。次年度は県とも相談したい。

3 報告事項

(1) 神奈川県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会の設置について

- ・障害者差別解消法及び「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づき、障害者差別に関する紛争の解決のため、あっせん等の調整を行う第三者機関を設置。（令和 5 年 8 月） ※別紙「参考資料」のとおり

(2) 成年後見制度における意思決定支援協議会（仮）について

- ・成年後見人等へ条例の基本理念や意思決定支援を踏まえた後見事務の理解促進を図

るため、成年後見人等を担う弁護士、司法書士等の専門職や福祉関係者などを構成員としたあらたな協議会を設置。

<令和5年度の部会開催状況>

○日程：8月及び12月（予定）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
権利擁護部会				●				○			

神奈川県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会の設置について

令和5年4月施行の「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」では、差別解消を大きな柱の一つに置き、障がい理由とする差別を禁止することを明確に規定するとともに、県は「相談体制を整備」し、「関係者との必要な情報の共有又はあっせんを行うこと」が規定された。

これにより、障がい理由とする差別について、地域で相談できる体制を構築するとともに、差別に関する紛争の解決のため、あっせん等の調整を行う第三者機関を設置することとした。

1 これまでの経過

県は、平成29年度に障害を理由とする差別に関する相談窓口を障害福祉課内に設置し、障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）からの相談に対応してきた。

受け付けた相談については、その内容に応じ、差別的な取扱いを行ったとされる事業者等への指導権限を有する機関に引継ぐほか、必要に応じ、事業者等への働きかけを行ってきた。（令和5年5月から外部法人に委託。）

2 調整委員会の概要

ア 設置の目的

障害者等から障害を理由とする差別を受けたとの申出を受け、相談による解決が見込めない場合に、紛争の解決のためのあっせんを行う。

イ 設置の根拠

- ・ 附属機関の設置に関する条例（地方自治法の規定に基づく附属機関に位置付け）
- ・ 障害者差別解消法
- ・ 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～

ウ 体制

次の者のうちから、知事が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。なお、調整委員会の中に小委員会を設置し、必要に応じて、より少数の委員であっせんを行うことも可能とする。

- ・ 学識経験者
- ・ 弁護士
- ・ 関係行政機関の職員
- ・ 障害者
- ・ 障害者の家族
- ・ 事業者

エ 機能

障害者等からあっせんの申出を受けた知事の付託により、必要な調査を行った上で、あっせんの当事者に対し、あっせん案の提示を行う。

オ その他

開催回数 年2回程度を想定

3 イメージ図～障害者差別に係る相談からあっせんまで～

